

(封 空)

令和3年 5月24日

東京都知事 殿

郵便番号171-0044
 東京都豊島区千早四丁目38番5号 ホリモトビル101
 特定非営利活動法人シニアの再チャレンジを支援する会



代表者氏名 岩 熊 徹
 電話番号 050-3700-5040
 ファクシミリ番号 050-3488-1763
 日中連絡先：090(7272)4851



定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容	別紙「新旧対照表」のとおり
2 変更の理由	旧事務所閉鎖のため
3 変更の時期	2021年5月21日

備考

- 1 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- 2 この届出書に以下の書類を添付してください。
 - (1) 変更後の定款
 - (2) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 3 特定非営利活動促進法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出る場合は、「特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」欄に都内における事務所の所在地を併記してください。

ださい。

- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は以下の書類を添付してください。
 - (1) 変更後の役員名簿
 - (2) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (3) 当該役員の住所又は居所を証する書面
- 6 特定非営利活動促進法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出る場合は、「特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」欄に都内における事務所の所在地を併記してください。

新旧対照表

新	旧
<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都豊島区千早四丁目38番5号 ホリ モトビル101に置く。</p> <p>附 則 <u>この定款は2021年5月21日から施行する。</u> <u>(2021年5月21日、第4回通常総会にて、</u> <u>第2条（本店移転）決議）</u></p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都豊島区池袋3丁目30番21号 マルモビ ル1階に置く。</p>